

住宅改修費（償還払）の申請及び支給までの流れについて

◎住宅改修をお考えの方は、ケアマネジャー等に相談してください。

※ケアマネジャー等の資格をもった方が作成した、「住宅改修が必要な理由書」が必要です。



◎着工される前に介護保険課へ事前申請してください。

事前申請に必要な書類

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
- 3 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者以外の場合は必要）
- 4 工事見積書（宛名は被保険者名のもの）
 - ・材料費、施行費、諸経費等を区分したもの
 - ・支給対象とならない工事を含めて実施する場合は、支給対象が明確に区分されたもの
- 5 図面（改修内容のわかるもの）
- 6 改修前の状況がわかる写真（撮影日の入ったもの）
- 7 振り込み先が被保険者本人以外の場合は、委任状

※改修前の状況を確認させていただくため、市職員がご自宅を訪問する場合があります。



◎市役所より「事前確認書」が届いたら、住宅改修を行います。

※必ず「事前確認書」が届いてから、着工してください。（申請書もいっしょにお返しします。）

※事業者住宅改修に要した費用の全額を支払い、領収書と工事内訳明細書を受け取ります。



◎住宅改修が完了後、市役所へ申請を行います。

改修工事後の申請に必要な書類

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
（申請書は事前申請時のものに着工日・完成日・改修費用・申請日を記入してください。）
- 2 工事内訳明細書（宛名は被保険者名のもの）
- 3 領収書（原本。宛名は被保険者名のもの）
- 4 改修後の状況がわかる写真（撮影日の入ったもの）

※住宅改修費の支給については、改めて審査のうえ決定します。

※改修後の状況を確認させていただくため、市職員がご自宅を訪問する場合があります。



◎住宅改修費を指定の口座に振り込みます。

（振り込みは、改修後の申請をされた月の翌月末頃です。支給決定通知書を発送します。）